

論 説

(2011・4・20)

国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防の排水門開門問題で、干拓地の當農業者や干拓地の農地を所有する県農業振興公社(理事長・中村法道知事)、周辺海域の漁業者、地域住民らが19日、国に對して開門の差し止めを求める訴訟を長崎地裁に起した。

諫早事業をめぐっては、佐賀県などの漁業者らが有明海の漁業不振は潮受け堤防閉め切りが原因だとし、堤防の撤去や排水門の開門などを求めて国を提訴。2008年の一審の佐賀地裁に続き、昨年12月には二審の福岡高裁でも排水門を5年間、常時開放して、漁業不振との因果関係を調査するよう国に命じる判決

開門差し止め提訴

植している當農業者や、諫早事業を推進してきた県、諫早市など地元自治体、諫早湾周辺住民らは、国がこれまでとは正反対な方向に方針を転換したことに加え、地元への説明や協議もなかつたことに強く反発。「開門すれば、干拓地農業に塩

が出された。これを受けて菅直人首相は上告をせず、裁判が確定。農林水産省は来月に出される予定の環境影響評価(アセスメント)の中間報告を受けた後、開門の方法や時期などの具体策を検討するとしている。

これまでの裁判は、漁業者と国の対立の構図だった。国が開門による悪影響を主張することで、當農業者

対立深めた国の責任は重い

植している當農業者や、諫早事業を推進してきた県、諫早市など地元自治体、諫早湾周辺住民らは、国がこれまでとは正反対な方向に方針を転換したことにより、地元への説明や協議もなかつたことに強く反発。「開門すれば、干拓地農業に塩

害などの被害が及び、堤防の防災効果も損なわれる」として、あくまで開門に反対していく姿勢を示し、今回の訴訟となつた。

これまでの裁判は、當農業者の立場を代弁していた。後の裁判では、こうした点をより具体的に立証していくことが求められる。

一方、国はこれまでと違ったことに強く反発。「開門なる。訴状では、開門がもたらす農業などへの甚大な

被害を強調するとともに、

の具体的な方策をきちんと示し、「丁寧に説明していかなければならぬ」。

一方、開門訴訟の原告側

は利害関係人として裁判に

補助参加し、開門差し止めを阻止する考え方という。

国は開門による悪影響

割、開門による漏洩や潮流

や自然環境への影響などに適正な評価や配慮がされて

いないと主張している。今

両派が法廷論争を繰り広げることになることで、対立をさらに深めることになり

はしないか心配だ。

諫早事業は国が進めてきたものだ。開門賛成、反対両派の対立をここまで深刻にしたのも国の責任である。司法の場で決着しても、それが済む問題ではない。有明海の再生、干拓事業の行く末について國の

つて開門による悪影響を打ち消す立場となる。ならば

なおさら、開門をした場合、當農業ら原告が訴状で挙げ

果たす責任は重い。

(大島信裕)

み合わせがあり得ると表字国債を発行せず、11年度ため「復興連帯税」とする。
明。「被災地への配慮は技術」当初予算の歳出見直しで捨棄も出ている。

当農業の二度と十